

## 報告 2 北海道ウイルス性肝炎対策実施要綱の改正について

### ○ 概要

#### 1 感染症予防計画にウイルス性肝炎対策の推進を盛り込む

医療法に基づく「第7期北海道医療計画」及びがん対策基本法に基づく「北海道がん対策推進計画」に掲げるウイルス性肝炎対策の推進を図るため、「肝炎対策基本法」及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、「北海道ウイルス性肝炎対策実施要綱」を策定し、平成30年3月30日より施行し、ウイルス性肝炎対策の推進を図ってきているところ。

医療計画や感染症予防計画等各種計画については、各種法に基づき令和5年度に見直しを行い、令和6年度より新計画として施行することとなっている。

また、感染症予防計画については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症の発生を見据えた迅速かつ効果的な対策の実行に資する策定するよう法改正が行われ、道では、新たな感染症危機に備え、保健医療提供体制の充実等を図るとともに、感染症対策全般の計画として、実行性を高めた計画を策定することとしており、次期「北海道感染症予防計画」に「ウイルス性肝炎対策の推進」に関する項目を新たに追加し、「北海道肝炎対策実施要綱」の内容を基本として盛り込むことを予定。

#### 2 肝炎対策協議会を連携協議会の専門会議に規定

計画策定については、感染症法に基づく連携協議会において協議を行うこととされたことから、「北海道肝炎対策協議会」については、北海道感染症対策連携協議会設置要綱第5条に基づく専門会議に位置づけ意見聴取していくこととする。

# 北海道ウイルス性肝炎対策実施要綱

## 1 目的

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号）及び同法第 9 条第 1 項により国が定める「肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年 5 月 16 日厚生労働省告示第 160 号）」を踏まえ、北海道医療計画及び北海道がん対策推進計画（いずれも平成 30 年 3 月策定）に掲げるウイルス性肝炎対策の推進を図るため、本要綱を策定する。

## 2 対策の目標

肝炎ウイルス検査の受検や肝炎ウイルス感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）の早期受診を促進するとともに、医療提供や相談支援の体制を整備するなど、総合的な肝炎対策を推進することにより、肝硬変または肝がんへの進行防止を図ることを目標とする。

## 3 事業内容

### （1）肝炎予防の普及啓発

肝炎ウイルスの感染を予防するため、市町村や職域等と連携し、広く道民に対して肝炎の病態や感染経路（母子感染、乳幼児期の水平感染、ピアスの穴開け、タトゥー（刺青）及び性行為等により感染する可能性があること）などの啓発を行うとともに、肝炎ウイルス検査を受けていない道民に対する受検勧奨を行う。

### （2）肝炎ウイルスの検査体制の整備

市町村や保健所における肝炎ウイルスの検査体制の整備に努めるとともに、道立保健所においては肝炎ウイルス無料検査（出張検査を含む）を実施する。

なお、無料検査の実施にあたっては、別に定める「北海道肝炎ウイルス検査実施要領」により取り扱うものとする。

### （3）医療提供体制の整備

道内の 3 医育大学の病院を「肝疾患診療連携拠点病院」として指定するとともに、地域において、肝疾患に関して専門医による適切な診断治療を行う医療機関を「肝疾患に関する専門医療機関」として指定し、肝疾患の診療ネットワークを構築して、地域において患者が適切な肝疾患医療を継続的に受けることができる体制を整備する。

また、肝疾患診療連携拠点病院と連携して地域の医療従事者等を対象に連絡会や研修会を開催し、医療の均てん化や連携強化に努め、医療提供体制の整備を図る。

肝炎患者等の病状の進行を防止するため、肝炎ウイルス精密検査費用や肝炎治療に係る医療費の助成（道単独事業を含む）を行い、肝炎患者等の治療の促進を図る。

なお、助成の実施にあたっては、別に定める「ウイルス性肝炎進行防止対策精密検査費助成事業実施要綱」、「ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業（肝炎治療特別促進事業）実施要綱」及び「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業実施要綱」により取り扱うものとする。

#### (4) 人材の育成

肝炎ウイルスの感染防止や肝炎医療、肝炎対策、各種制度等について幅広く専門的な知識を持ち、肝疾患診療連携拠点病院が行う医療従事者研修に協力しながら、肝炎の予防及び医療に携わることのできる人材の育成を行う。

また、肝疾患診療連携拠点病院と連携し、地域や職域において、肝炎の検査や治療に関する情報提供や相談助言などを行う肝炎医療コーディネーターの養成を図る。

#### (5) 患者等支援及び情報提供の充実

肝炎患者等が適切な医療を受け、医療費助成等を円滑に活用できるよう、道立保健所で相談支援を行うほか、肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患相談窓口を設置し、医療や制度に関する専門的な相談に対応するとともに、ホームページやリーフレット等を活用して、これらの情報を分かりやすく提供する。

また、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく生活できるよう、患者団体と連携を図りながら、広く道民に対し、ウイルス性肝炎の正しい知識について情報発信を行う。

#### 4 その他

肝炎対策の指標を設定して対策の推進状況を把握するとともに、北海道肝炎対策協議会において、事業の評価を行い、その後の施策へ反映させる。

#### 附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

## 本道のウイルス性肝炎対策の指標

## 1 肝炎予防の普及啓発

## 【指標】

項目	現 状	目 標	期 間
職域を対象にウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発を行う機会の確保	—	年 1 回以上	6 年間

## 2 肝炎ウイルスの検査体制の整備

## 【指標】

項目	現 状	目 標	期 間
道立保健所における検査件数	422 件 <small>直近 5 カ年平均</small>	増加	6 年間

## 3 医療提供体制の整備

## 【指標】

項目	現 状	目 標	期 間
肝疾患に関する専門医療機関を指定している二次医療圏域数	18 圏域	21 圏域	6 年間

## 4 人材の育成

## 【指標】

項目	現 状	目 標	期 間
北海道肝炎医療コーディネーターを配置している二次医療圏域数	—	21 圏域	6 年間

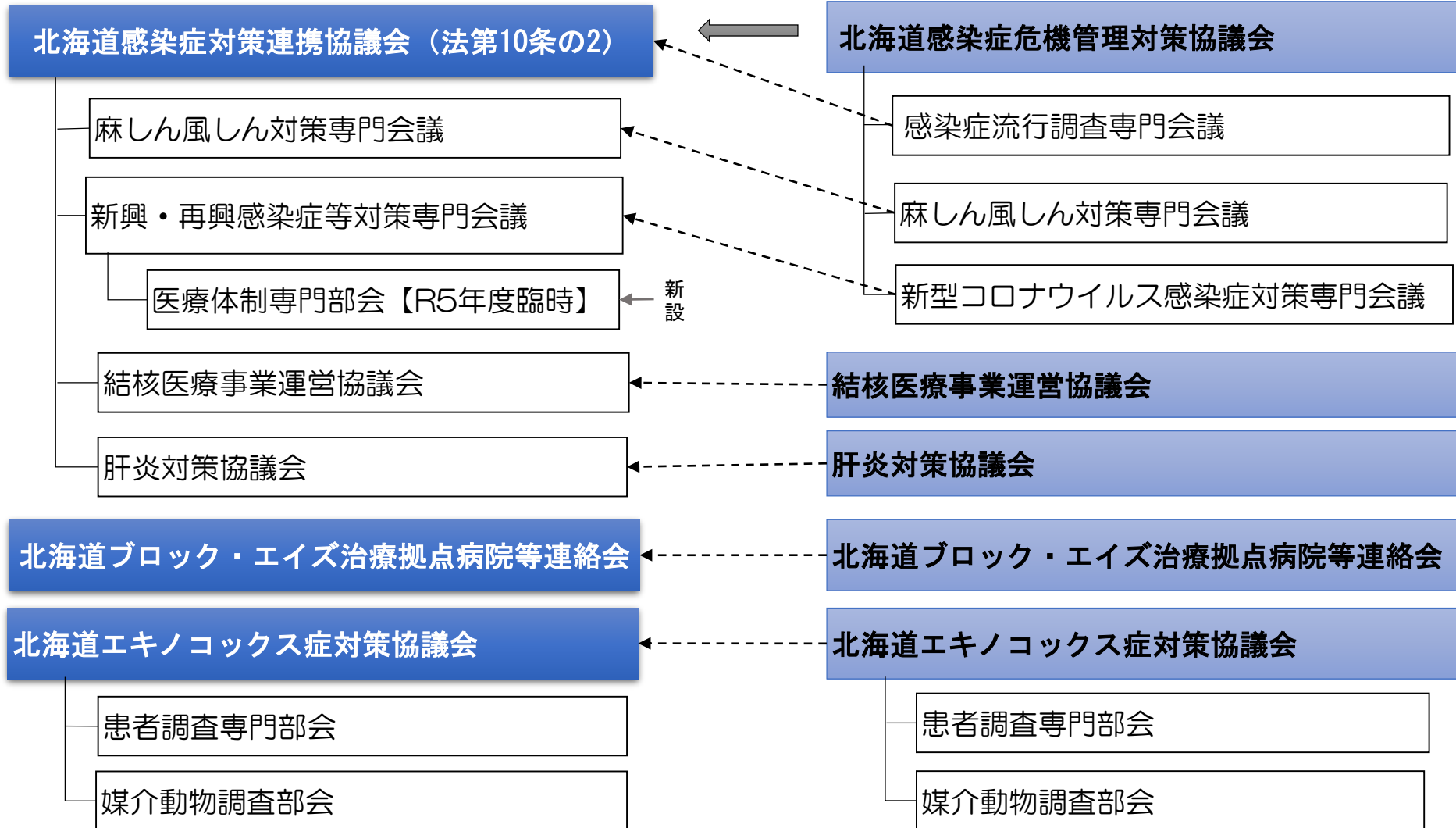


(目標) 肝硬変または肝がんへの進行防止を図る

# 北海道感染症予防計画の協議体制(イメージ)

改正(案)

現行



- ※ 「医療体制専門部会」はR5年度の計画策定時のみ設置する。
- ※ 「感染症流行調査専門会議」は、今後、親会議において協議することとする。

北海道肝炎対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 北海道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るため、北海道感染症対策連携協議会設置要綱第5条に基づき、この要綱により北海道肝炎対策協議会（以下「協議会」）を設置する。

(議題)

第2条 議題は、本道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るために必要な事項とする。

(構成)

第3条 この協議会の構成員は、次に掲げる者のうちから保健福祉部長が選定し、構成員の任期は、2年以内とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の役職者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

(運営)

第4条 協議会は、必要に応じて保健福祉部長が招集し、主催する。

- (2) 協議会に座長を置き、保健福祉部長が指名する。
- (3) 保健福祉部長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課において行う。

(設置期限)

第6条 社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、平成28年12月22日から2年を経過するごとに、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、この要綱は、平成20年 2月22日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

この要綱は、平成30年 6月 5日から施行する。

この要綱は、令和 4年12月 9日から施行する。

この要綱は、令和 5年 4月10日から施行する。

## 資料 2

北海道肝炎対策協議会設置要綱新旧対照表

旧	新
<p>北海道肝炎対策協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 北海道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るため、この要綱により北海道肝炎対策協議会（以下「協議会」）を設置する。</p> <p>第2条 ～ 第7条 省略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、この要綱は、平成20年 2月22日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成28年12月22日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成30年 6月 5日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和 4年12月 9日から施行する。</p>	<p>北海道肝炎対策協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 北海道におけるB型及びC型肝炎に関する対策の推進を図るため、<u>北海道感染症対策連携協議会設置要綱第5条に基づき</u>、この要綱により北海道肝炎対策協議会（以下「協議会」）を設置する。</p> <p>第2条 ～ 第7条 省略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、この要綱は、平成20年 2月22日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成28年12月22日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成30年 6月 5日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和 4年12月 9日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和 5年 4月 10日から施行する。</u></p>



その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.

# 北海道医療計画

(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

北海道



#### 4 ウイルス性肝炎（B型・C型）対策

##### 現 状

- B型及びC型肝炎ウイルスの感染者は、全国で300万人から370万人程度存在すると推定されており、道内でも多くの方が感染していると考えられます。肝臓は沈黙の臓器とも言われ、自覚症状が少ないのが特徴で、B型・C型肝炎ウイルスに感染すると自分でも気づかないまま重症化し、慢性肝炎から肝硬変、さらには肝がんへ進行してしまう危険性があることから、早期に発見し、早期に治療する必要があります。また、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であったにもかかわらず、医療機関に継続受診していない方が53万人～120万人いると推計されています。
- 肝炎ウイルス検査については、多くの市町村で実施しており、道立保健所においても平成13年から実施するとともに、平成19年8月から検査手数料を無料化し、検査の受検を促進しています。また、慢性肝炎から肝硬変、肝がんへの進行を防止することを目的に、B型及びC型肝炎ウイルスの精密検査や治療に係る費用の一部を助成するとともに、ウイルス性肝炎に関する保健所での相談体制を整備しています。
- 肝疾患に関する医療提供体制を整備するため、平成21年に本道の肝疾患診療ネットワークの中心的役割を担う肝疾患診療連携拠点病院（3病院）を指定したほか、平成22年には専門的な肝炎治療を行う肝疾患専門医療機関を指定しています。
- また、患者・感染者・家族等からの医療相談に対応するため、平成22年度から肝疾患診療連携拠点病院に、肝疾患に関する相談センターを設置しています。

##### 課 題

- ウイルス性肝炎については、これまでウイルス検査や治療費助成などの対策を講じてきましたが、感染に気づいていない感染者も多数存在すると考えられるため、引き続き肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、精密検査や治療費の助成などを行っていく必要があります。
- 医療機関への受診を継続していない陽性者や患者に対する専門医療機関への受診・受療の促進を図るとともに、ウイルス性肝炎への理解を社会に広げ、患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを行っていく必要があります。
- 肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患に関する専門医療機関の機能の向上を図るとともに、診療連携を進める必要があります。
- これまでの対策に加えて、本道の実情に即した今後の対策について検討を行い、肝炎対策の一層の充実を図る必要があります。

##### 施策の方向と主な施策

###### （ウイルス検査の受検促進）

ウイルス性肝炎に関する正しい知識や検査の必要性について普及啓発し、保健所における肝炎ウイルス検査の受検を促進します。

###### （ウイルス性肝炎の進行防止）

ウイルス性肝炎の精密検査や治療費の助成を引き続き行い、早期治療に結びつけるとともに、慢性肝炎から肝硬変、肝がんへの進行防止を図ります。

(肝炎患者の相談への対応)

- 保健所や難病センター、肝疾患診療連携拠点病院等で、ウイルス性肝炎に関する医療費助成など様々な相談に適切に対応し、療養生活を支援します。
- また、必要な人材を養成し、陽性者や患者、その家族への情報提供などの支援をきめ細やかに行い、陽性者や患者の専門医療機関への受診・受療を促進するとともに、ウイルス性肝炎への理解を社会に広げ、患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指します。

(肝疾患診療連携拠点病院等の医療提供体制の整備促進)

肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患に関する専門医療機関の機能の向上や診療連携を進めるため、連絡会議や研修会の開催により医療の均てん化や連携強化に努め、医療提供体制の整備促進を図ります。

(肝炎対策協議会における今後の対策の検討)

肝炎の専門医や医療関係者、患者団体等で構成する肝炎対策協議会において、本道の医療提供体制の整備や患者への支援策の推進などについて検討を行います。